

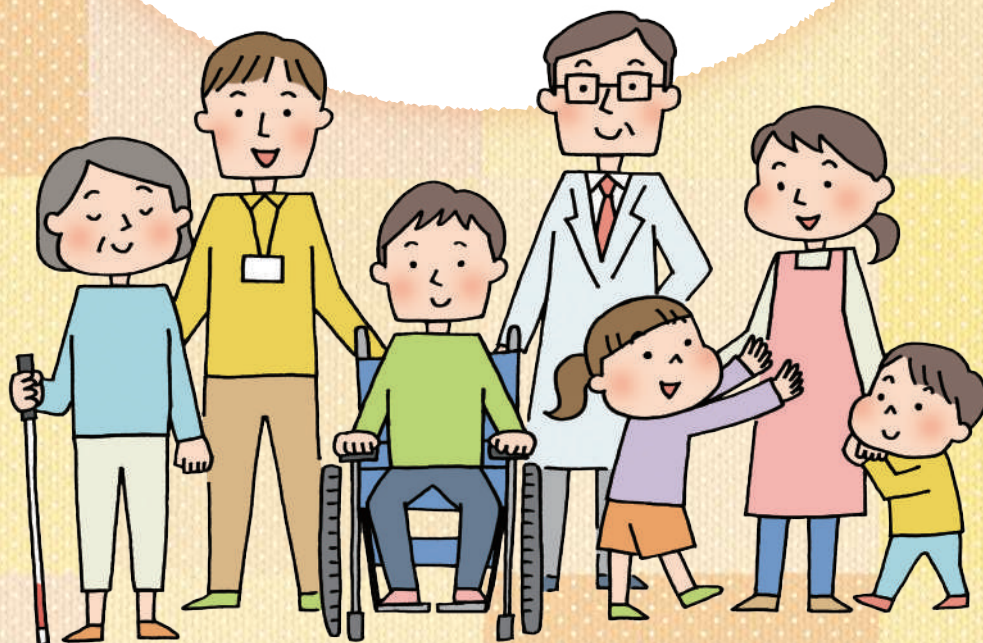
概要版

第7期



筑西市 障害者 福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
筑西市

計画の策定にあたって

● 計画策定の背景と趣旨

筑西市では「障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、豊かな生活をおくることができるまち・筑西」をめざし、令和3年度に「第6期筑西市障害者福祉計画」を策定し、障害者福祉の推進に力をいれてきました。

近年の障害者福祉分野では、令和5年3月に、国の第5次障害者基本計画が策定され、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策の基本的方向が定められています。

こうした国の動向等を踏まえながら、筑西市における更なる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「第7期筑西市障害者福祉計画」を策定します。

● 計画の位置づけ

筑西市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、また、改正児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

更に、市の最上位計画となる「筑西市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「筑西市地域福祉計画」の部門計画として、茨城県の「第3期新しいばらき障害者プラン」との調和を保った計画として策定します。

● 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。なお、国の方針等に従い、計画期間中に見直しを行う可能性もあります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6期筑西市障害者福祉計画					
		(見直し)	第7期筑西市障害者福祉計画		
					(見直し)

障害者計画

● 計画の理念

本計画は、国の動向や、これまでの市の取組を十分に踏まえながら、障害のある人を地域で包み込み、共に生きるまちづくりの指針となるよう、引き続き「障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、豊かな生活をおくることができるまち・筑西」を基本理念として、更なる障害者福祉のまちづくりを推進します。

障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、
豊かな生活をおくることができるまち・筑西



● 計画の基本目標と施策の方向性

	基本目標	施策の方向性
基本目標① 地域で支え合う 共生社会の実現	誰もが共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、ノーマライゼーションの考え方に加え、全ての人を包み込み、支え合うソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、教育や就労、日中活動の場づくり、文化活動、地域交流など、障害のある人が地域の中で共に育ち、働き、地域とつながることができる環境づくりが重要です。そうしたさまざまな活動に、障害のあるなしにかかわらず誰もが参加できるよう、地域や市民をはじめ、事業所等への理解の普及・啓発を推進します。	(1) 障害のある人への理解・啓発
		(2) 福祉教育の充実
		(3) 社会参加の促進
		(4) 地域見守り体制の強化
基本目標② 地域で自立して 暮らせる 環境の整備	誰もが地域社会の中で自らの意思で生き方を選択し、生きがいを持って地域生活をおくるためには、地域で自立して暮らせる環境や体制の整備が重要です。そのため、地域のさまざまな分野で市民、事業所、市が連携・協働する仕組みづくりを進めます。 また、あらゆる場面で障害を理由とする差別が発生することなく、障害者の権利が守られ、合理的な配慮が行われるとともに、障害のある人自身が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりに努めます。	(1) 相談・情報提供の充実
		(2) 権利擁護の推進
		(3) 災害時の支援体制の整備
基本目標③ 一人ひとりに 合わせた支援の 仕組みづくり	健やかな成長やライフステージを通じた健康の維持は、障害者の自立した生活や社会参加を実現する基盤となるものです。障害児一人ひとりが、それぞれの障害の程度や特性、更に希望に合わせた保育や教育を受けられる療育・教育体制を整備するとともに、年齢や障害の状況に応じて、必要な生活支援を継続的に受けることができる仕組みづくりに取り組みます。 また近年、障害のある人自身又は介助者の高齢化が著しい中で、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行や、安心できる地域生活のための医療・福祉の連携体制づくりに努めます。	(1) 障害児の支援
		(2) 医療・保健の充実
		(3) 障害福祉サービスの充実

障害福祉計画・障害児福祉計画

● 成果目標の設定

各項目のうち、市町村が設定する事項について、国の基本指針を踏まえ、本市の目標を設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和4年度末時点での施設入所者数136人のうち8人(6%以上)が、令和8年度末までに地域生活に移行することを目標とします。

※「地域生活への移行者数」は、施設入所からグループホームなどへ移行する目標数

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 国の指針に基づき、県が目標を設定するため、本市では令和8年度末における成果目標は定めません。

③ 地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点の相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能の充実を図ります。
- 地域生活支援拠点の運用状況を、年1回検証・検討します。
- 支援ニーズを把握し、市／圏域において、支援ニーズの把握や支援体制の整備を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- 令和8年度末の福祉施設から一般就労への移行者数については、7人を目標とします。
- 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数については、令和8年度末の移行者数6人を目標とします。
- 就労継続支援A型事業とB型事業利用者の一般就労への移行者数については、令和8年度末の移行者数それぞれ1人を目標とします。
- 令和8年度末の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合については、全体の5割を目標とします。
- 令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数については、2人を目標とします。
- 令和8年度末の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合については、全体の5割を目標とします。

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置：筑西市内（又は圏域）に**1 か所以上**設置します。
- 児童発達支援センターの地域でのインクルージョン推進の中核機能を充実し、保育所等育ちの場において、連携、協力しながら、支援を行う体制を構築します。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数：筑西市内（又は圏域）に**1 か所以上**設置します。
- 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数：筑西市内（又は圏域）に**1 か所以上**設置します。
- 令和8年度末の医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については**8 人**を目標とします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けるための協議の場を設置：筑西市内（又は圏域）に**1 か所以上**設置します。

6 相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターの体制及び機能強化を図ります。
- 個別事例の検討を通じて、地域における障害者支援体制の整備を着実に進めます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 都道府県等が実施する研修等への参加を通じて、理解の向上を図ります。
- 障害者自立支援審査支払システム等を活用し、利用状況の把握・検証を行います。



障害福祉サービス等の見込み量

項目		単位	令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(1) 訪問系 サービス	居宅介護	利用時間/月	1,238	1,284	1,329	1,376
		実人数/月	79	82	85	88
	重度訪問介護	利用時間/月	264	264	264	264
		実人数/月	1	2	3	3
	同行援護	利用時間/月	19	19	19	19
		実人数/月	3	3	3	3
	行動援護	利用時間/月	0	0	0	0
		実人数/月	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	利用時間/月	0	0	0	0
		実人数/月	0	0	0	0
(2) 日中活動系 サービス	生活介護	利用日数/月	5,775	5,756	5,737	5,719
		実人数/月	277	285	293	302
	うち、重度障害者の利用	利用日数/月	934	1,000	1,072	934
		実人数/月	43	43	44	43
	自立訓練（機能訓練）	利用日数/月	16	16	17	17
		実人数/月	1	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	利用日数/月	188	170	153	139
		実人数/月	12	12	13	13
	うち、精神障害者の利用	利用日数/月	165	154	121	130
		実人数/月	11	11	11	11
	就労移行支援	利用日数/月	281	324	342	342
		実人数/月	15	18	19	19
	就労選択支援（令和7年10月より開始）	利用日数/年	—	—	90	105
		実人数/年	—	—	30	35
	就労継続支援（A型）	利用日数/月	1,471	1,490	1,509	1,528
		実人数/月	75	76	77	78
	就労継続支援（B型）	利用日数/月	4,517	4,520	4,523	4,526
		実人数/月	247	253	258	264
	就労定着支援	利用日数/月	1	1	1	1
		実人数/月	1	1	1	1
	療養介護	利用日数/月	344	344	344	344
		実人数/月	12	12	12	12
	短期入所（福祉型・医療型）	利用日数/月	292	300	309	318
		実人数/月	32	33	34	35
	うち、重度障害者の利用	利用日数/月	0	1	1	1
		実人数/月	2	4	4	4
(3) 居住系 サービス	自立生活援助	実人数/月	1	1	1	1
	うち、精神障害者の利用	実人数/月	1	1	1	1
	共同生活援助（グループホーム）	実人数/月	152	163	174	186
	うち、精神障害者の利用	実人数/月	80	85	91	97
	うち、重度障害者の利用	実人数/月	4	5	6	6
	施設入所支援	実人数/月	139	142	145	147
(4) 相談支援	計画相談支援	実人数/年	1,742	1,762	1,783	1,803
	地域移行支援	実人数/年	0	1	1	1
	うち、精神障害者の利用	実人数/年	0	1	1	1
	地域定着支援	実人数/年	0	1	1	1
	うち、精神障害者の利用	実人数/年	0	1	1	1
(5) 障害児への 支援	児童発達支援	利用日数/月	858	1,009	1,188	1,392
		実人数/月	130	153	180	211
	放課後等デイサービス	利用日数/月	3,200	3,712	4,300	4,979
		実人数/月	250	290	336	389
	保育所等訪問支援	利用日数/月	5	6	7	8
		実人数/月	5	6	7	8
	障害児相談支援	実人数/年	1,100	1,161	1,226	1,294
	居宅訪問型児童発達支援	利用日数/月	0	8	12	18
		実人数/月	0	2	3	5
	医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置	人/年	7	7	8	8

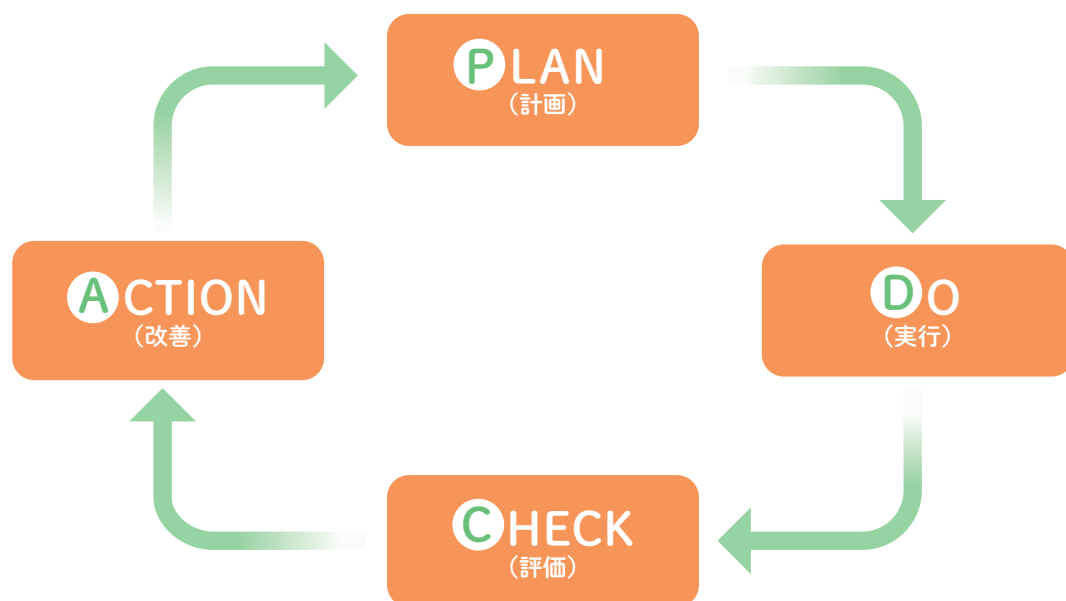
項目		単位	令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
(6) 精神障害にも 対応した地域包括 ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の開催回数	回／年	6	6	6	6			
	保健、医療及び福祉関係者による 協議の場への関係者の参加者数	人／年	57	57	57	57			
(7) 発達障害者等 に対する支援	ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラムの受講者数	人／年	－	2	2	2			
	支援プログラムの実施者数	人／年	－	1	1	1			
	ペアレントメンターの人数	人／年	－	1	1	1			
	ピアサポート活動の参加人数	人／年	5	5	5	5			
(8) 障害福祉サービス 等の質を向上させる ための取組に係る 体制の構築	県が実施する研修への市町村職員の 参加人数	人／年	1	2	2	2			
	障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果共有体制の構築と実施回数	回／年	12	12	12	12			
	県が実施する指導監査の適正実施と 共有体制の構築及び共有回数	回／年	21	21	21	21			
(9) 地域生活 支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有		
		自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有		
		相談支援事業	基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	
			専門的な指導・助言件数	件／年	10	10	15	15	
			相談支援事業所の 人材育成の支援件数	件／年	4	4	5	5	
			相談機関との連携強化の 取組の実施回数	回／年	12	12	12	12	
			基幹相談支援センターに おける主任相談支援専門 員の配置数	人／年	0	1	1	1	
			協議会における個別事例の 検討を通じた地域の サービス基盤の開発・改善	専門部会の 開催回数(回／年)	15	16	16	16	
			成年後見制度利用支援事業	実人数／年	0	1	1	1	
		成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有		
		意思疎通事業	手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件数／年	60	62	65	68	
			手話通訳者設置事業	設置人数／年	0	1	1	1	
			日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数／年	10	12	15	18
				自立生活支援用具	件数／年	20	22	24	27
		在宅療養等支援用具		件数／年	15	17	18	20	
		情報・意思疎通支援用具		件数／年	6	7	7	8	
		排泄管理支援用具		件数／年	2,400	2,462	2,525	2,589	
		居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件数／年	4	4	4	4	
		手話奉仕員養成研修事業	修了者数／年	50	56	62	68		
		移動支援事業	事業所数／年	12	13	15	16		
	実人数／年		76	84	92	100			
	地域活動支援センター		事業所数／年	2	2	2	2		
			実人数／年	40	44	48	52		
任意事業	日中一時支援事業	事業所数／年	39	42	45	49			
		実人数／年	88	92	96	101			
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実人数／年	4	5	6	7				
(10) 筑西市の 単独扶助事業	在宅心身障害者自動車 ガソリン費助成事業	延人数／年	1,500	1,514	1,527	1,541			
	在宅心身障害者 タクシー料金助成事業	延人数／年	220	230	240	251			
	在宅心身障害者紙おむつ支給事業	実人数／年	30	32	34	37			
	障害者手帳等診断書料助成金交付事業	件数／年	1,000	1,030	1,060	1,092			
	難病患者福祉手当支給事業	実人数／年	533	543	554	564			

計画の進行管理体制の確立及び公表・周知

本計画の進行管理にあたっては、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行うことで、実効性のある計画をめざします。

また、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行い、進捗状況を市ホームページにて市民に対して公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

●PDCAサイクルのイメージ



ちくせい SDGs

第7期筑西市障害者福祉計画 令和6年度～令和8年度【概要版】

発行：令和6年3月

編集：筑西市 保健福祉部 障がい福祉課

電話：0296-24-2105 FAX：0296-25-2401